

## 令和元年第5回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月29日（水）  
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（17人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎						
会長代理	2 番	太田 尚臣						
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊		
	6 番	志田 邦彦	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海		
	9 番	高口 和子	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治		
	12 番	松尾 均	14 番	田中 初治	16 番	辻尾 政幸		
	17 番	山下 裕史	18 番	水嶋 政明	19 番	三枝 政人		
5. 欠席委員（2人）

13 番	福田 務	15 番	朝長 久夫
------	------	------	-------
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第18号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第19号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について  
議案第20号 非農地通知の対象とするものの決定について
  - 報告事項 農地転用許可不要案件届出について
7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳
8. 会議の概要  
事務局 只今から令和元年西海市農業委員会第5回総会を開会いたします。出席委員は在任委員19名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。  
それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、16番：辻尾委員、17番：山下委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。  
それでは、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は2頁になります。説明に入ります。物件は西彼町小迎郷字大ヒロガリ、字下杉崎、字上杉崎、字北川、八木原郷字永田の畑・計8筆・8,004㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可日より直ちに所有権移転（売買）となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。果樹（みかん）や野菜を栽培すると聞いております。相続で取得した財産について処分したい譲り渡し人と、購入を打診された譲り受け人の合意が整い申請にいたったと聞いております。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は3頁から19頁までで、3頁に位置図、4頁・5頁に付近状況図、6頁・7頁に現況写真、8頁から14頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。15頁から19頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅の周辺と一番遠方で3.5km位のところあり、車で約10分以内のところが一番遠方となる状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

17番 譲り渡し人は遠方に住んでおられまして、お母さんももう農業は出来ないようです。結局土地を誰かに処分したいとのことで、譲り請け

人から相談を受けました。譲り渡し人と譲り受け人は親戚関係にあたり  
ます。申請地はみかん畑になっており、現在、譲り受け人がみかん  
を栽培しておられます。双方とも納得いただいております、問題ないと思  
います。よろしく申し上げます。

議 長 　　ただ今議案第 16 号の 1 番について説明がありました。  
　　これより質疑に入ります。  
　　皆さんから何かご意見等ございませんか。  
　　《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませ  
んか。  
　　《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
　　よって、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」  
の 1 番については、申請どおり許可することといたします。

議 長 　　次に 2 番について説明をお願いします。

事務局 　　「2 番」を説明いたします。資料は 20 頁になります。説明に入り  
ます。物件は西彼町八木原郷字下池田、字打越、の田 1 筆 797 m<sup>2</sup>、  
畑 4 筆・6, 522 m<sup>2</sup>、計 5 筆・7, 319 m<sup>2</sup>の申請となっています。  
申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関す  
る事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、  
許可後、直ちに贈与し所有権移転を行うとなっています。権利種別は  
所有権移転「贈与」となっています。義父名義の土地について、贈与  
による権利移転と栽培を継続すると聞いております。農地法第 3 条第  
2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5  
号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は  
21 頁から 29 頁までで、21 頁に位置図、22 頁に付近状況図、23  
頁から 25 頁に現況写真、26 頁から 28 頁に字図を添付していま  
す。黄色に塗られているところが申請地です。29 頁は航空写真で、  
赤枠で囲まれた部分が申請地です。自宅の周辺、徒歩で約 2 分以内の  
ところに申請地がある状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当し  
ないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局から  
の説明は以上です。

議 長 　　それでは補足説明を地区担当委員に申し上げます。

17番 先日、譲り渡し人の方に電話を差し上げまして、話をお聞きしました。譲り渡し人と譲り受け人は親子関係でございまして、譲り渡し人は大変ご高齢です。元気なうちに名義変更を済ませておきたいということで、申請に至ったということです。問題はないかと思しますのでよろしくをお願いします。

議長 ただ今議案第16号の2番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番についても、申請どおり許可することといたします。

議長 次に議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は30頁になります。所在が大瀬戸町雪浦下釜郷字中ワラビ川の田・計1筆・1, 161㎡で利用状況は荒地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は西海市における福祉事業推進のため、新たにグループホームを建築するためとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。木造平屋建のグループホーム1棟598.95㎡を建築する内容となっています。本件は平成31年2月の総会で西海農業振興地域除外申請分で同所同字の雑種地1, 111㎡が併用地となっているため、所用面積が2, 272㎡となっています。

添付資料は、31頁から39頁までで、31頁に位置図、32頁に付近状況図、33頁に現況写真、34頁に字図、35頁に航空写真を添付しています。36頁に被害防除計画書、37頁に土地利用計画図、38頁に平面図、39頁に立面図を添付しています。36頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高1.8m、最低0.5m、切土を行う最高1.0m、最低0.5m、被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、擁壁を設ける。コンクリート

擁壁を設置し、隣地への土壌崩落被害防除措置をして被害発生を防止する。②近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、周辺農地とは段差があり、日照・通風等特段被害を及ぼす恐れはない。③排水計画ですが、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。工期は元年7月1日から2年3月31日を予定しています。農地区分について、申請地は宅地や雑種地や道路や田（荒地を含む）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番            申請地は平成31年第2回総会において、西海農業振興地域整備計画の変更についてにおきまして、一度補足説明を行っております。先日、土地所有者の譲り渡し人と会ってきました。土地の方はどうなっているかお尋ねしたところ、登記の準備を進めているとのことでした。売買契約については、まだこれからとのことでした。農振区域は解除されているようでございます。苦情関係について、地区の区長さんに聞いてみましたが、今のところは何も苦情は来てないとのことでした。ですから、これとって問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長            ただ今議案第17号の1番について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
                  《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
                  よって、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長            次に議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番について事務局より説明を求めます。

事務局           議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について「2番」

を説明いたします。資料は40頁になります。所在が西海町水浦郷字村中の畑・計1筆・498㎡で利用状況は自家用畑となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在父の家に住んでいますが、家族がふえるため、自宅を建築する予定です。となっています。権利種別は使用貸借権設定「永久」となっています。木造瓦葺き2階建、住宅66.24㎡を建築面積37.26㎡に建設する内容となっています。添付資料は、41頁から48頁までで、41頁に位置図、42頁に付近状況図、43頁に現況写真、44頁に字図、45頁に航空写真を添付しています。46頁に被害防除計画書、47頁に配置計画図、48頁に平面図・立面図を添付しています。46頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、土留め工事をする。駐車スペースは碎石を敷き詰め土砂の流出がないよういたします。②近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、建物の高さを加減する7.28m程度、隣接農地への通路を確保する。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、建物の高さを加減すること、また建物の配置を北西側に寄せるため日照・通風等の被害の発生の恐れはない。③排水計画ですが、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。工期は許可日から5ヶ月を予定しています。農地区分について、申請地は宅地や山林や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

14番            先日、使用貸人さんから電話があって、使用貸人さんとおばあちゃん、使用借人さんと一緒に現場を見てきました。使用貸人に家族が増えるとのことで、家を新築したいとのことでした。ここに、家を建てても他に迷惑をかけるようなところではございませんでした。それと、排水も自然流下でちょうど溝もありましたので、問題ないかと思いません。そういうことでしたので、よろしくお願いします。

議 長            ただ今議案第17号の2番について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございません

んか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」  
の 2 番については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第 18 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とい  
たします。  
事務局より説明を求めます。

事務局 資料の 49 頁をお願いします。議案第 18 号 農用地利用集積計画  
の決定について 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促  
進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、そ  
の可否について提案する。となっています。

50 頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は合意解約関係 5 筆、  
9, 964 m<sup>2</sup>と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）31 筆、6  
6, 985 m<sup>2</sup>が計上されています。

51 頁は合意解約関係の内訳で 5 筆 9, 964 m<sup>2</sup>が計上されており、  
使用貸借から賃貸借へ再設定を行なうもの 5 筆が中間管理機構へ移行  
することとなっており、中間管理機構で取り扱うものになっています。  
52 頁・53 は県公社借入分で 19 件・31 筆 66, 985 m<sup>2</sup>が計上  
されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきまし  
ては、議案書を参照ください。21 番・22 番の 2 筆は筆の一部を賃  
借するもので、54 頁に対象地の航空写真を添付しています。農業経  
営基盤強化法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局から  
の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 18 号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませ  
んか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 18 号「農地利用集積計画の決定について」につつま  
しては、原案どおり決定する事といたします。

議 長

次に議案第 19 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

55 頁をお願いします。議案第 19 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について 農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は 56 から 67 頁です。先ほど 52 頁・53 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 31 筆と再配分を行なう 5 筆、合計 36 筆に対して、県農業振興公社から「9 者」に対し、賃貸借「6 年」のもの 12 筆と「10 年」のもの 11 筆と、「15 年」のもの 4 筆、使用貸借「6 年」のもの 4 筆の計 31 筆の配分と賃貸借「3 年 5 ヶ月」のもの 4 筆、使用貸借「3 年 5 ヶ月」のもの 1 筆の計 5 筆を再配分する。合計 36 筆分の配分・再配分の各筆明細となっています。1 番から 13 番は西彼町小迎郷の法人の担い手の方へ 14 番は西彼町上岳郷の担い手の方へ、15 番から 18 番と 32 番は西彼町下岳郷の担い手の方へ、19 番 20 番は西彼町小迎郷の担い手の方、21 番 22 番は西海町木場郷の担い手の方、23 番から 25 番は佐世保市光町の法人の担い手の方へ、26 番から 29 番は佐世保市崎岡町の担い手の方へ 30・31 番は西彼町小迎郷の担い手の方へ、33 番から 36 番は西彼町下岳郷の担い手の方へ配分する内容となっています。32 番から 36 番の 5 筆は再配分の取扱いとなるため残り期間の貸付となっています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。58 頁に 5 月に受け付けた利用配分計画の合意解約分 5 件 10 筆の明細を添付しています。8 番・10 番の 2 筆については再配分先が見つかったと聞いています。59 頁から 67 頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長

では補足説明をお願いします。

17 番

1 から 13 番につきまして、借り手は小迎郷の法人で、取締役の方に話を伺ってきました。白似田郷の対象地は、休耕していましたが公社によってきれいにして、耕したりしながら畑に戻したということですのでございます。現在、イチゴ苗、オクラ、なすとか作付けしております。将来、補助金を利用してハウスを建てて、イチゴの栽培を計画しているということです。作業をしている人が、農大生 1 人、研修生 3



人です。

19 と 20 番ですが、対象地の作付けを誰かしてくれる人を探していたところ、この借り手の方がいいよとってくださいました。借り手の方は農協の役員をされておられて、みかん作りをずっとされています。みかん作りはプロでございますので、期待しても良いんじゃないかと思います。

それから 30 番と 31 番ですが、借り手の方は農協を定年退職後、自分のみかん畑の作付けをされております。対象地は、自分の畑の近隣で非常に便利がよく、作付けをしてもいいよということです。農協の指導員でもありましたので、みかん作りはプロで、今後は地域のリーダーとしてやっていただけるものと思っております。以上です。

10 番 14 番の借り手の方は専業農家で、水稻作りをされていますので、何も問題ないと思います。以上です。

9 番 15 番から 18 番と 32 番ですが、借り手の方は親子で田を主にやっておられます。問題ないと思います。

33 番から 36 番ですが、借り手の方は親子で一生懸命頑張っておられますので別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

4 番 21 番と 22 番ですが、先日対象地を確認に行きました。借り手の方は牛の肥育をやっておりまして、頑張るということでしたので問題はないと思います。よろしくお願いします。

5 番 23 番から 25 番ですが、地区担当推進員と一緒に対象地を見に行きました。オリーブがもうだいぶ大きくなっておりまして、この周辺も借り手の方が借りていて栽培しておりますので、何ら問題ないと思って見してきました。以上です。

11 番 26 番から 29 番ですが、借り手の方は佐世保の方です。この方が借りている土地の周辺の、残った土地をこの方に貸し付けるような感じになっておりますので問題ないと思います。

議 長 ただ今、議案第 19 号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「意義なし」と認めます。

よって、議案第 19 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第 20 号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料 68 頁をお願いします。議案第 20 号 非農地通知の対象とする事の決定について説明をいたします。今回は 24 筆・37,918㎡について、審議を頂きたいと思います。今回、申請者の方は 6 件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。物件 1 番の 1 筆、物件 2 番の 1 筆は西彼町八木原郷の物件で、資料は 70 頁から 74 頁です。申請者は西彼町八木原郷にお住まいの方々で、1 番は相続物件となります。70 頁に位置図、71 頁に付近近況図、72 頁に対象地の現況写真、73 頁に字図、74 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木や竹が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 3 番・4 番の 2 筆は大瀬戸町松島内郷の物件で、資料は 75 頁から 81 頁です。申請者は神奈川県川崎市にお住まいの方で、大瀬戸町松島内郷に縁のある方で相続物件となります。75 頁に位置図、76 頁に付近近況図、77 頁に対象地の現況写真、78 頁・79 頁に字図、80・81 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、3 番は雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。4 番は現地到達が困難な場所となり、航空写真と遠方から目視による確認をおこない支障はないとの判断をいたしました。

物件 5 番から 16 番の 12 筆は西海町面高郷の物件で、資料は 82 頁から 93 頁です。申請者は西海町面高郷にお住まいの方です。82 頁に位置図、83 頁・84 頁に付近近況図、85 頁から 87 頁に対象地の現況写真、88 頁から 90 頁に字図、91 頁から 93 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化・原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと

いう判断をいたしました。

物件17番から22番の6筆は西彼町小迎郷と八木原郷の物件で、資料は94頁から106頁です。申請者は愛知県豊田市にお住まいの方で、西彼町小迎郷出身の方です。94頁に位置図、95頁・96頁に付近近況図、97頁・98頁に対象地の現況写真、99頁から102頁に字図、103頁から106頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化・原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件23番・24番の2筆は西彼町喰場郷の物件で、資料は107頁から111頁です。申請者は埼玉県東松山市にお住まいの方で西彼町喰場郷に縁のある方となります。107頁に位置図、108頁に付近近況図、109頁に対象地の現況写真、110頁に字図、111頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

17番            対象地の1番と2番ですが、地区担当推進委員さんと所有者の方と現地を確認をしてまいりました。先ほど事務局のほうから説明ございましたように、この写真のように雑木がいっぱい茂っておりました。現状において、農地に回復するにはちょっと無理だろうと見てきました。

3番            対象地の3番と4番は松島で、すでに地区担当推進委員と事務局で現場確認は終わっておりまして現況の説明を受けました。写真のとおり、もう雑木に覆われて山林化しております。ですのでもう、非農地扱いとして問題はなかろうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

16番            対象地の5番から16番ですが、一昨日に13番委員と地区担当推進委員が、昨日には13番委員と私で確認に見て回って来ました。どこも竹や木が生い茂っていて、なかなか農地として回復できそうにないと思いました。よろしくをお願いします。

17番 17番から22番の対象地ですけれども、ずっと赤判定でございまして、写真のように山林化しております。非農地としても問題ないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

10番 23番と24番の対象地ですが、所有者は埼玉県にお住まいで農作業が出来ないとのこと。全体的に木が生い茂っていても山林化しております。回復はもう無理なので非農地としていいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長 ただ今、議案第20号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第20号「非農地通知の対象とするものの決定について」の1番から24番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 以上で全ての審議は終了しました。  
次に報告事項に入ります。事務局より申し上げます。

事務局 それでは資料の112ページをお願いします。令和元年5月受付分の農地転用許可不要案件届出になりますが、西海町丹納郷における出荷調整包装施設の分となります。申請地は西海町丹納郷字大平の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。平成30年10月の総会において、賃貸借権10年を設定した申請地3,441㎡の一部2,000㎡に地権者の同意をえて農業用施設収穫野菜の選別、袋詰め、梱包作業を行う施設2棟66㎡を建築する計画となっています。工期は平成31年3月1日から4月30日となっており、事後報告案件となります。関係資料は113頁から122頁までで、113頁に位置図、114頁に付近近況図、115頁に現況写真、116頁に宇図、117頁に航空写真を添付しています。118頁に被害防除計画書、119頁に土地利用計画図(平面図)、120頁に平面図、121頁・122頁に立面図を添付してつけています。118頁にもどり申請地の造成計画内容ですが、盛土を行なう。最高1.0m、最低0m。車両通行の目的で必要箇所に砕石敷き。被害防除措置として法面保護

をする。被害防除の内容又は被害の発生の恐れがない理由として、土砂流出の恐れがない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。3 m程度。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、敷地内で対応するため周囲に被害発生 の恐れがない。排水計画については雨水を水路放流、汚水・生活雑排水はなしとなっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、農地転用許可不要案件届出について説明がありました。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、ただ今報告があったとおり届出があったということでご承知おきください。

議 長 　　その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　農業者年金の加入推進につきまして、令和元年度加入推進活動計画(案)をまとめました。1頁の1に今年度の加入目標人数として3人、2に働きかけをする目標人数を92人、3に加入推進班を地区別に6つ班分けをしております。4と5は記載のとおり、2頁の6に訪問の実施計画を載せています。3頁の7から10は今年度の活動実施計画で、会議及び研修会、説明会などの予定を記載しています。最後の4頁は、地区別の加入推進班のメンバーになります。説明は以上です。

議 長 　　ただ今、令和元年度加入推進活動計画(案)について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について承認することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、令和元年度加入推進活動計画(案)について承認することにいたします。

議 長 　　以上で全ての審議は終了しました。

皆さんのほうから何かありませんか。

議 長            ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 令和元年6月25日(火) 午後3時から

場所 西海公民館 2階大会議室

これもちまして西海市農業委員会第5回総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

令和元年 5 月 2 9 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人